

# 關東地域に傳播した檀那流の系統

尾 上 寛 仲

つたという推定に基くのである。

1 「日本佛教の開展とその基調」下巻

2 小野逢善寺(茨城縣稻敷郡新利根村小野)の第十五代の學頭、先德明匠記(續々群書類從)によれば定珍の相承は、仙覺―永賢―定珍と次第する。仙覺以降が惠檀兼學である。仙覺は杉生流(惠心流)を光盛から受け、檀那諸流に就いては、惠光坊流住侶方を靜澄から、同門跡方を澄秀から、竹林坊流を賢成から、毘沙門堂流を仙舜から、寶地坊流を證海から、猪熊流を賢成から相承している。

關東諸國に傳つた天台教學は惠心流のみでないことは、既に故裕教授が指摘された所である。然らば檀那流の教學は如何にして、又檀那流の何れの系統が關東諸國に傳つたかに就いては未だ正確なる斷定を下し得ない状態である。逢善寺學頭の定珍(一五三四―一六〇三)が、其の著「先德明匠記」に於いて、自己の學系を明にして、比叡山に於いて檀那流を相承し之を關東に傳えたことを述べて居るが、これは中古天台も末期のことに屬する。定珍は惠檀兩流兼學であるから檀那流の立場からのみ論ずることは出来ないが、「先德明匠記」による限り檀那諸流の相承が多い。

ここで關東諸地域に傳播した檀那流として考察するのは鎌倉、南北時代を中心とするものである。このことは金澤文庫に現存する天台系の古寫本の中に、檀那流に屬すると見られるものが可なりある點から、鎌倉時代に檀那流が關東に弘ま

## 二

定珍の「大師先德明匠記」の「惠光院門跡方」のところに「古抄云惠光坊流、根本大師慈叡已來、澄豪・永辨已後、相承嫡家、稟承祕決、全分不流布。故聊爾不侵三名字也。然處、兩家相分。山方相承、門跡方相承有之。初重五箇、兩方分也。此面系圖此外、一師物、辨長、祐圓兩箇中興。圓輔

祐圓、公性、尊惠下、門跡相承云。圓輔、辨長乃至經祐下、山方相承云也云々」とある。定珍の云う「古抄」とは何を指すか知る由もないが、「口決道存」と推定することも或は可能ではないかと思う。此の書の卷末には「右一卷、惠光坊流秘曲類聚畢、戒上房道存僧都御筆記也、可レ秘レ之」とあつて、後人の記録ではあるが、檀那流の主流たる惠光房流に關する書なることを明示している。全文四十六章より成り、惠光坊流の口決であるが、其の第六章の「景(系)圖事」の部に

清朝惠光院門流公性・尊惠(惠か)止。定仙住侶。此師一心三觀口決作。是迄ハ面授口決筆寫。經祐御弟子。彼經祐有ニ事子細ニ關東下向。山門止觀院等讀上、山門談義。宗要初度、此時。又關東下向惠光院具行。定嚴ハ眞弟子。不止山上。其法門康覺授山門返答。云々。戒上房康覺直相傳。

とある。道存は南北時代から室町時代初期の人であるから、此の書を定珍が在叡時代に見て居る筈である。康覺は惠光坊住侶方の人、道存に傳え六代を経て定珍が之を相承するのである。道存の記する所により、惠光房の教義は經祐が關東に傳え、其の弟子定嚴が、山門に返したことが判明する。此の間のことに就き定珍は

經祐、肥後堅者、東塔北谷八部尾居住時、惠竹兩流受習、二流淵窮、兩家棟梁極、無雙碩學、有驗知識也。雖然、依秘法、一紙筆跡無レ之、忝尊惠僧正、當流御懇望雖レ有レ之、面授口決仁、

依レ無レ之、北谷喜樂坊、伯耆法印相副、大山寺學頭法印、經祐御方被レ申趣、其御坊、當家稟承仁、企ニ上落、御門跡師範、可レ被レ參由、被ニ仰下ニ云々。

と記している。道存が「是迄ハ面授口決筆寫」と言つてゐるのは「定仙」までを指している。經祐が關東に下向したことは、既に道存の記する所、定珍の記により經祐は大山寺學頭になつてゐたこと知る。

經祐の師たる定仙は、道存の云う所によれば、檀那流として最初の一心三觀口決を作つた人で「定仙律師者、北谷定林房云々竹林房惠光房兩流相傳」と云われる。定仙の師の禪雲は辨長(此の時から住侶方となる)より惠光房流を相承してゐるので、經祐の關東に傳えた檀那流は惠光房流の住侶方(山方とも云う)である。經祐が關東へ下つた後の叡山には尊惠(門跡方)と定仙が惠光房流の教學を傳へてゐることになる。

次に經祐の關東下向には弟子の定嚴が隨行して居り、定嚴も亦惠光房流を關東に流布している。「一心三觀口決惠光房流法印定嚴」が、嘉元二年(一一三〇四)相州鎌倉西御門に於いて書寫され、「天台灌頂玄旨私見聞」は「定嚴說 吽鎮記」であるが、これには「上所レ記玄旨見聞者、去康永元年(一一三四二)五月十四日、同十五日、於三州大磯師御坊所、奉三相傳一趣、興下康永二年九月十四日夜、於三同御坊所、奉三相傳一趣」とを記したこと言ひ、更に

師御物語云、我ハ是レ下總國匝嗟庄ノ内、云ニ南條ノ所者也。初メ於ニ武藏國深大寺信乃（濃）法印禪惠所ニ學問、後奉レ值ニ故定嚴法印、於テ大事子細一、悉相傳畢。今注テ云、師者相爲高來（麗）寺學頭助、律師嚴俊御事也。

とある。定嚴が相模國に居たことは明白である。定嚴が嘉元二年（一三〇四）に鎌倉に居たのであるから、其の師の經祐も亦此の頃には關東に下向している筈である。「宗要傳授次第五時部中」の奥書に

此書者、惠光院一流之祕曲、代々面授口決之外、雖レ不レ載ニ筆端、祖師經祐監註代、始調ニ草案、然レ未レ及ニ再治、忽臥ニ病床、遺言在ニ之、遺囑付弟法印定嚴、於テ滅後、再治之。（中略）禪海とあつて、而もここに見られる禪海は下野國藥師寺の讀師である。元亨二年（一三三二）惟賢は藥師寺に於いて、禪海から「宗要傳授次第」を授與されて居る。即ち

元亨二年（一三三二）壬戌十一月廿六日、於ニ下野國藥師寺、自レ讀師禪海大德ニ予幸ニ相傳、同十二月、於ニ同國中泉庄下政所ニ書レ寫レ之一訖。一流相傳之重書也（中略）天台末學惟賢（朱印）

と述べて居る。以上によつて、經祐は相模より下野に赴き、定嚴は相模に留り、夫々惠光房流の教學を傳へたと言ひ得る。道存は經祐が叡山に於いて談義し、それが宗要初度であつたと言つている。既述の如く經祐山を下り、定嚴も亦それに從い、山上に惠光房流を傳へているのは、彼等の祖師のみとな

關東地域に傳播した檀那流の系統（尾 上）

り、ここに經祐の上洛を求めざるを得なくなつたことは既に定珍の記する通りである。此の結果に就き定珍は御返事趣者、及ニ七旬老脚一、上洛巨レ叶、五箇相承事、爲ニ九牛一毛一。冥顯有レ憚云々。重又院宣令旨相副、被ニ仰下一趣、於テ爲ニ上洛難義、相承深致、可レ被ニ申ニ注進一云々。即難レ有勅命、匠レ遁ニ貴命一、故紅葉祕奧、口決相承、令書ニ寫一之、錦袋入、箱底納レ之、封レ之進レ之、捨ニ成佛一、求ニ不成佛一、口決玄旨、灌頂祕曲等、悉筆記進ニ覽一之。

と書いている。斯くて一度比叡山を離れた檀那流の嫡流たる惠光房流が山門に戻ることになり、それが康覺一夫圓一了蒙と次第して、道存に傳えられることになつたのである。尙吡鎮が定嚴から傳授された場所は、大磯の師の御坊所と記録されているが、具體的には高麗寺と考えられる。

- 1 續々群書類從第十二宗教部 二八五頁下—二八六頁上
- 2 天海藏二三—一〇六此の書の内題は「惠光院口決集 道存僧都記」となつている。
- 3 「大師先德明匠記」續々群書類從第十二宗教部 二八六頁上
- 4 今の大山阿天利神社、古くは別當寺を大山寺と稱した。神奈川縣中郡。
- 5 大師先德明匠記 續々群書類從 第十二宗教部 二八六頁上

### 三

定嚴の關東に於ける弟子は、「先德明匠記」によれば、智覺

關東地域に傳播した檀那流の系統（尾 上）

（常州筑波山）靜什（野州中禪寺學頭）靜辨（妙法房）となつて居るが、之に相州高麗寺の學頭嚴後を定嚴の弟子に加える必要のあることは前述の通りである。

「歸命檀五箇條血脈」の「相傳擔規」には、定仙—經祐—定嚴—靜什—勢範—定祐—祐照—祐鏡—祐海—實全—雄盛—實憲と次第することを云つてゐる。此の中、經祐から祐海までが關東に於ける檀那流の相承者であると見られる。「義科相傳抄菩薩義」の終には

師仰云靜什十七義科大旨□□沙汰云々師云 已上十七義科（中略）

觀應元年（一三五〇）五月五日書之 靜辨

の文が見られる。而して此のあとに福是山談義所の記事がある。福是山談義所は信州小縣郡依田庄にあつた。福是山談義所の記事とは

觀應元年十月十一日書之

於信州小縣（縣）郡依田庄越智福是山談所一書寫處也 執筆靜辨

二十才

であるが、福是山談義所を中心としてそれより早く檀那流の教學が流布していたと考えられる。「疏記第五抄譬喩品」（心慶手澤本）は其の裏に

本云、文永八年（一二二七）辛未十月一日辰時計、信乃國海野郷之宿所書之、筆師空見房才廿一才

の記がある。同く「疏記第九抄下」にも

本云、寛元二年（一二四四）二月廿二日、於長命寺書之了

文永九年（一二二七）壬申五月廿三日午刻 於信乃國禰津郷之内

三寶村書之畢

とある。海野郷も禰津郷も共に小縣郡にあり、依田庄の福是山談所の周邊の郷である。長命寺は禰津にあり今は眞言宗の寺として残つてゐる。此等の書の所持者たる心慶は下總國の龍角寺の僧であり、龍角寺も亦天台の談義所にして、ここには檀那流が傳つてゐる點から心慶も檀那流の人と見てよい。心慶所持本が檀那流の福是山談義所の周邊の寺院に於いて傳寫されたことを考えれば、信濃國には靜辨より約八十年前に檀那流が入つていたと言える。定珍は靜什と靜辨を並べて定嚴の弟子に扱つてゐるが、先述の「義科相傳抄」の記に依る限り、靜辨は靜什の弟子と見るべきである。一應定珍の説を受け入れても靜辨が靜什に教を受けてゐることは否定出来ない。

靜什の下野に於ける弟子は下野國大内庄の中根談義所に住した勢範である。勢範には「破誤抄」一卷があり、それには「自勢範口筆申也。下野州大内庄中根之談所先師御申也。」とある。勢範の弟子定祐は永和元年（一二七五）下野國芳賀郡大内村下籠の無量壽寺を開いてゐるが、其の後の此の系統の動靜は未だ明確にされない。然し再び叡山に戻り東塔の別所神藏寺の實全上人に傳えられ、雄盛を経て實憲に傳承された

のである。

- 1 眞如藏一三〇三
- 2 眞如藏八〇八一三九〇九
- 3 金澤文庫四一
- 4 同右
- 5 正教藏 七箇の二

#### 四

關東へ傳つた檀那流の他の系統に毘沙門堂の公海によるものがある。公海は建長五年（一二五三）法勝寺御八講の聽衆を初めて勤仕し、同年最勝講の問者を勤め、中納言内供奉と云われた人である。正元々年（一二五九）法勝寺御八講々師をつとめたが、弘安年中に關東に下向している。即ち「宗要集第五開書」には

此抄者先師已講公海口傳也。去弘安年中（一二七八—一二八七）田舎下向之時、不慮火難、燒失云々愁歎無極之處、宿緣尙不朽、令尋得、令寫之畢、努力不可出房內而已

元應二年（一二三〇）六月日 權少僧都義憲（以下略）

とある。當時の用語として田舎と言えば關東を指すから、公海が東下りをして居ることは推定出来る。義憲は定珍の「先徳明匠記」によれば毘沙門堂流の相承者として、經海—公海—義憲と次第している。弘安年中と言えば公海は四十代、義

關東地域に傳播した檀那流の系統（尾上）

憲は二十代と推定される。義憲の記する所は宗要集第五開書が公海の口傳の筆録であり、弘安年中關東下向の時焼失し、元應年中再び同書を入手したことであるが、此の文による限り義憲も關東に下つてゐる。「止觀一部大綱口筆」には「公海」の名に「住奥州」の注を附し、此の書は亦弘安五年（一二八二）夏中談義の記事もあるので、公海は弘安五年には既に奥州に居た事が判明する。これにより公海の關東下向には弟子の義憲が同行した事が推定される。従つて公海並に義憲により毘沙門堂流の教學が關東にもたらされたと解される。

義憲は其の後比叡山に歸り、建武四年（一三三七）七月十四日西塔東谷大定坊の俊憲に毘沙門堂流を傳えている。「雜々口決」に

予年齡既闌八旬 光陰早邁三分 稽古日廢怠 鑽仰夜々退轉 雖  
然念昔之所學 今授 今日俊憲宜加添削 相續佛種 而今  
所記 今一見之處 即不違愚意 故莫令他見 穴賢々々 法  
印權大僧都義憲在判

建武四年七月十四日

とある。建武四年義憲は八十歳に達し、且つ此の文は學問傳授の形式を説明するに足る要素を含んでいる。義憲は上總の長福壽寺の中興と同寺傳は傳えている。寺傳であるので信頼度は低い但其の年代が文和年中（一三五二—一三五五）とされている。義憲の年齢を建武四年（一三三七）八十歳とすれば文和

關東地域に傳播した檀那流の系統(尾 上)

年中存命として九十五歳を越える。八十歳にして義憲が再び關東へ下向したか疑わしいが、しばらく寺傳のまま義憲の毘沙門堂流教學は上總に傳つたものと見る。長福壽寺は一に長南三塗臺の名で知られ天台の談義所で長く毘沙門堂門跡の兼帶する寺であつた。文安三年(一四四六)長南學頭之行辨は惠光房永辨の「祕密聞書抄」を寫して居ることからも、檀那流が長南臺に流傳していることは明瞭である。

- 1 眞如藏八一—三九二八
- 2 金澤文庫六二
- 3 別當代藏八五

五

「雜々口決」は小口書に「毘抄」とある如く毘沙門堂流の口傳書である。其の卷一初に、

師示云、山上京都學問様不同也。山上始司論義、次第最後口決相承也。京都初先受口決大事、次義科、次宗要、其後本書等ヲ沙汰スル也。

とあつて、毘沙門堂流に山上方と京都方の二流のあることを掲げている。惠光房方にも門跡方と住作方(山方)の二流のあることは、定珍の記する所である。公海の師經海は毘沙門堂門跡であるから、關東へ傳つた毘沙門堂流は京都方であり、定仙は惠光房住侶方であるから、關東には惠光房流は山方の系統が傳つたのである。

次に「天台觀心神藏集第七生死始終」に收められている別の系統がある。蓋し關東に傳えられた檀那流の從來知られていないものである。今これを系譜の様式に示すと次の如くなる。

慈惠大師—覺運(僧正)—遍救(靜慮院僧都)—清朝(法橋)—法範(阿闍梨)—隆豪(惠光房律師)—靜慶(金剛房)—智海(石井法印)—明禪(琳泉房法印)—俊盛—禪覺—學裕—慶海(毘沙門堂法印)

此の系譜の慈惠大師から澄豪までは何れの相承譜にも見られるもので、靜慶、俊盛、禪覺、學裕、慶海が將來研究を必要とする檀那流の學僧である。

公海の師の經海に就いては、「二帖御抄見聞上」に、

其比妙觀院經海僧正林泉坊流明匠ヲハシケルカ、以勅狀俊範御弟子成。又花林坊俊承法印初惠光坊流明匠御座ケルカ、是依定又蒙山王靈夢俊範弟子成。

とあつて、既に惠檀兼學の事實を認めて居る。従つて關東に弘通された天台教學は複雑な要素を帯びていたのである。

- 1 別當代藏八五
- 2 金澤文庫七
- 3 天台集全書卷一 一六四頁下—一六五頁上